

一般社団法人日本発達心理学会 大会発表奨励賞選考委員会規程

2017年9月9日 制定

改正 2021年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条第12項に基づき、大会発表奨励賞選考委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、大会発表奨励賞選考委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、と大会発表奨励賞選考委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、及び10名程度の委員（以下、「委員」という）により構成する。

2 委員長は担当理事とし、副委員長、委員は、代議員のなかから理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

3 委員長、副委員長、委員の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括し、選考にあたる。また、選考経過について理事会に諮り、その結果を社員総会で報告する。

(選考業務)

第4条 委員会が行う選考業務等の詳細は、「大会発表奨励賞選考内規」に定める。

(改定)

第5条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。